

平成21年10月6日

保護者 様

愛知県立瀬戸窯業高等学校
校長 木村 雅 樹

台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保について

仲秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃は本校の教育活動に御理解と御協力を賜りありがとうございます。
さて、みだしのことについて、下記の例を参考に指導致しますので御連絡申し上げます。

記

台風等異常気象時における登下校指導の例

- 1 生徒の登校する以前に名古屋地方気象台から本県西部に暴風警報が発表されている場合
 - (1) 始業時刻 2 時間前(6時45分)までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
 - (2) 始業時刻 2 時間前以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後 2 時間を経て授業を始める。
 - (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。
上記(1)、(2)の場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。
- 2 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から本県西部に暴風警報が発表された場合
 - (1) 気象・交通機関及び通学路の状況等を判断して生徒を安全に帰宅させると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。
 - (2) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。
- 3 暴風警報が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合
校長は名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握し、気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定する。

台風18号における、10月8日(木)の対応について

中間考査初日の8日(木)午前6時45分の時点で愛知県西部に暴風警報が発令されている場合は、8日(木)と15日(木)の授業を入れ替えます。詳細については以下の通りです。

11時までに解除された場合は、解除後 2 時間を経てから授業を行います。

11時以降も解除されない場合は休校となります。

8日(木)の試験は15日(木)に実施することになります。試験後は愛窯祭準備になります。

8日(木)午前6時45分の時点で愛知県西部に暴風警報が出ていなければ、定期考査を予定通り行います。